

交通反則行為の処理に関する訓令

(平成10年3月2日県警察本部訓令第1号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

交通反則行為の処理に関する訓令を次のように定める。

交通反則行為の処理に関する訓令

交通反則行為の処理に関する訓令(昭和46年岩手県警察本部訓令第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第9章に規定する反則行為(以下「交通反則行為」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(通告センターの設置)

第2条 交通反則行為を処理するため、岩手県交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)を置く。

2 通告センターの設置場所は、交通指導課とする。

(通告官)

第3条 通告センターに通告官を置く。

2 通告官は、交通指導課長をもって充てる。

3 通告官は、本部長の指揮を受け、交通反則行為の処理に関する事務をつかさどる。

(通告官等の専決事項)

第4条 通告官は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 法第126条第3項に規定する告知報告の受理

(2) 法第127条第1項の規定による通告

(3) 法第129条第2項の規定による公示通告

(4) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第51条の規定による認定

(5) 令第52条第1項又は第3項の規定による納付書の交付

(6) 令第52条第5項の規定による納付書の再交付申請の受理及び再交付

2 警察署長は、前項第5号及び第6号の事項を専決することができる。

(通告補佐官)

第5条 通告センターに通告補佐官を置く。

2 通告補佐官は、交通指導課の課長補佐(反則センター担当)をもって充てる。

3 通告補佐官は、通告官の指揮を受け、交通反則行為に関する事務を処理するものとする。

(通告センターの名称表示)

第6条 通告センターには、様式に定めるところにより、その名称を表示するものとする。

(事務処理手続)

第7条 交通反則行為の処理に関する事務取扱の要領については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

様式（第6条関係）

岩手県交通反則通告センター

横 二八センチメートル

縦 一〇〇センチメートル